

人口総数	75,051	世帯数	21,895
男	35,861	面積	16.07
女	39,190		

### 芦屋市民憲章

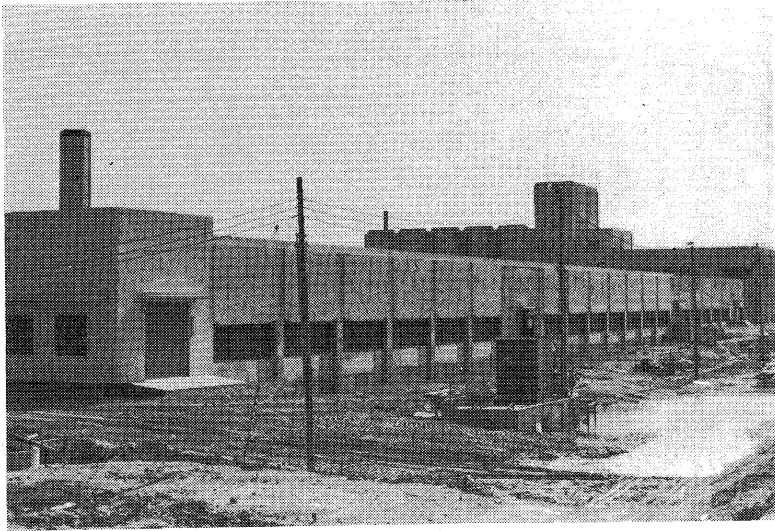
わたくしたち芦屋市民は

- 文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう
- 自然の風物を楽しみ、まちを緑と花でつつみましょう
- 青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう
- 健康で明るく幸福なまちをつくりましょう
- 災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう

## 七月から高級処理

### 下水処理場の一部が完成

昭和四十六年に着手した芦屋下水処理場の一連の処理施設が、このたび完成し、試運転を行なった。七月一日から処理を開始することになりました。芦屋下水処理場は十一万五千人分の汚水を処理するよう計画されており、全部が完成すれば二系列の処理施設を備えることとなります。このほど完成したのはそのうちの二系列で、高級処理(沈殿、放流)が七月から始められるようになり、放流水質は一段とよくなります。

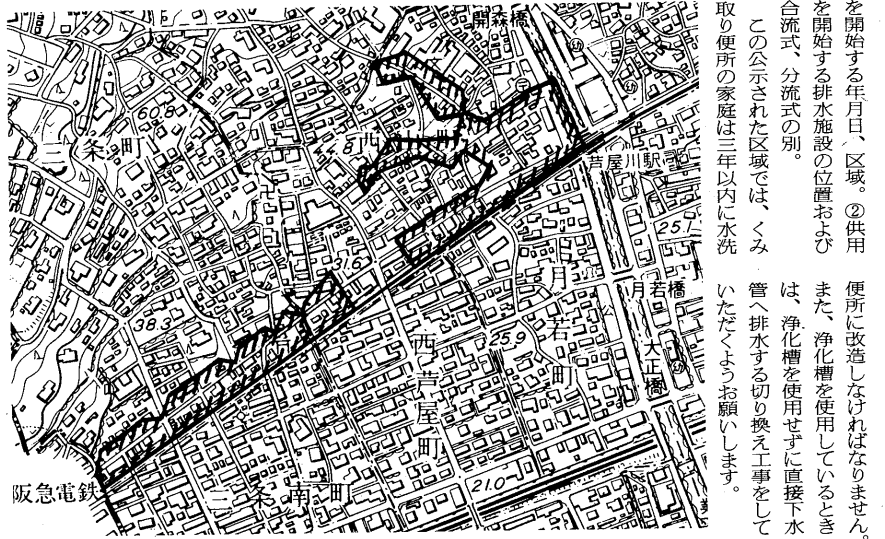


完成した一連の処理施設(向うは下水処理場管理棟)

電気工事を三月末で完了し、今後は機械関係の試運転と活性汚泥の生成を行なっていく。七月一日を目途に整備を進めていきます。この運転開始により、これまで月から始めていた簡易処理(沈殿、放流)よりもさらに進んだ高級処理(沈殿、放流)による処理、再沈殿、殺菌、放流が七月から行なわれるようになり、放流水質は一段とよくなります。

### 西山町、三条町の一部が供用区域に

昭和四十九年五月十日から、西山町、三条町の一部(下図)が供用区域になり、この区域では便所の水洗化工事を行なうことができます。



を開始する年月日、区域。②供用を開始する排水施設の位置および合流式、分流式の別。この公示された区域では、くみ取り便所の家庭は三年以内に水洗便所に改造しなければなりません。また、浄化槽を使用しているときは、浄化槽を使用せずに直接下水管排水する切り換え工事をしていただくようお願いいたします。

### 難病の請求の手続

前号でお知らせしました難病の治療費補助の実施要綱が、次のとおり決まりました。これは、国・県からの補助がないサルコイドーシス、劇症肝炎など十七疾病(下欄)の通院治療費自己負担分の全額を、市が単独で補助するものです。

請求用紙の下欄がその証明書になっています。請求用紙は、市衛生総務課(健康センター一階、電話一五八六)にあります。

原則として一月分をまとめて翌月早々に請求してください。市はそれを受けて、できるだけ早くお支払いします。

### 機構の一新

4月1日実施

市民部 経済課の消費生活係を「生活係」に名称変更。また市民課調査係に、住民記録管理と戸籍住民票の出張交付の新規事業が加わりました。

建設部 道路計画を再検討する。また、部に主幹をおきました。また、た開発課を「都市計画課」に改め、同課の中に「建設指導係」を新設

して、宅地開発指導要綱(三面参照)の制定を進めます。さらに環境保全課に「緑化係」を新設し、緑化センターおよび緑化の調整を進めていきます。

下水道部 事務の充実をはかるため、工事課の維持係を「維持係」と「水路係」に分けました。業務課の二課制にして、管理機能の充実をはかりました。総務課に「管理係」「経理係」「施設係」を設けています。

給食係)を設けています。

通院治療費自己負担分の全額を市が補助する疾患

- ▽サルコイドーシス▽劇症肝炎▽筋萎縮性側索硬化症▽強皮症、皮膚筋炎および多発性筋炎▽結節性動脈周囲炎▽特発性血小板減少性紫斑病▽橋本病▽突発性難聴▽大動脈炎▽症候群▽悪性関節リウマチ▽シモンズ・シーハン病、クッシング病および尿崩症▽潰瘍性大腸炎▽ネフローゼ症候群▽ヒルシュルガー病▽悪性腎硬化症▽ウイルス動脈輪閉塞症▽パーキンソン病

公害防止法 関係の測定値 (単位 PPM)

測定物質	測定値		法による規制値
	焼却炉周辺	敷地境界	
メチルメルカプタン	0.0023	0.0017	0.0020
硫化水素	0.0005未満	0.0005未満	0.02
硫化メチル	0.0005未満	0.0005未満	0.01
トリメチルアミン	0.0017	0.0030	0.0050
アンモニア	0.1060	0.1110	1.000

大気汚染防止法関係 (測定カ所: 煙突中間)

測定項目	測定値	法による規制値
ばいじん濃度	0.133 g/Nm <sup>3</sup>	0.7 g/Nm <sup>3</sup>
排煙量	4690 Nm <sup>3</sup> /H	なし
いおう酸化物濃度	10 PPM未満	1.299 Nm <sup>3</sup> /H (K値 2.92)
いおう排出量	0.05 Nm <sup>3</sup> /H (K値 0.2)	

芦屋下水処理場 水質試験結果 (採水時間は各午前10時)

項目	2月21日		3月13日		3月25日		下水道法による基準
	流入水	処理水	流入水	処理水	流入水	処理水	
天候	晴れ		曇り		曇り		—
気温(℃)	6.5		5.5		10.9		—
水温(℃)	流入水	12.1	流入水	12.8	流入水	13.0	5.8~8.6
	処理水	12.2	処理水	13.1	処理水	13.6	
PH	7.5	7.4	7.3	7.3	7.2	7.2	—
BOD <sub>5</sub> mg/l	116	68	105	51	101	50	120以下
S mg/l	64	48	50	30	88	60	150以下
大腸菌群コ/㎖	48,000	0	8,700	9	28,000	84	3000以下
備考	2月20日雨のち曇り 2月19日曇り		3月12日晴時々曇り 3月11日曇り		3月24日晴 3月23日晴		

### 憲法週間記念講演会

憲法第12条を中心とした、すべての国民の基本的な人権尊重の理念を再確認するとともに、部落差別にスポットをあて、その問題の正しい認識を深めよう。

とき 5月7日(火) 午前10時~正午

ところ ルナ・ホール

テーマ 「差別を許さぬ社会を」

神戸新聞社論説委員 村津清一氏

講師 市・市教育委員会

主催 市・市教育委員会

人権相談 人権問題の相談は毎月第2火曜日の午後1時から4時まで、市役所で開いています。また人権擁護委員は自宅でも相談に応じています。本市の人権擁護委員(敬称略)▷小島栄(伊勢町1-8)▷白神寛(山手町57-2)▷武田正信(翠ヶ丘町9-5)▷川井千鶴子(西蔵町13-D-202)▷石田年弘(三条町180)

### 「わたしたちのまち芦屋」

昭和四十九年度用の新しい副読本ができました。市内に在住の小学校三年生で、市立小学校以外の学校に行っておられるかたに無料で差しあげます。ご希望のかたは市教育委員会指導室へおこしください。

### 「バラック音楽の夕べ」開催を延期

四月十二日に開催予定でしたが、四月十二日に開催を延期して、五月十二日(日)午後六時三十分から、ルナ・ホールで演奏。大阪テレマン・アンサンブルの内容、テレマン作曲「四声部のための協奏曲」ド・キョーテ「ビバルディー作曲」四季より「春」、バラックへの招待。

★予告 ★日本音楽集団演奏会 芦屋公演! 邦楽界の中から各界の第一人者の演奏会! 七月十三日(土)午後六時三十分からルナ・ホール入場料前売八百円(五月十五日から市民会館内売店と神戸、大阪のプレイガイド、有名楽器店で発売予定)

道路側溝などの応急処理は 環境保全課機動班

320121

平日 8:30~16:30 土曜 8:30~11:30

市役所 案内

### 市政電話サービス

市政ニュース 314894 (みなさまへのお知らせです) いつでもおきください

留守番でんわ 314444 (夜間・日曜・祝日などご利用ください) お急ぎのときはいつでも3121へ

芦屋市役所 312121 (平日 9:00~17:00、土曜 9:00~12:00)

市民会館 314995  
市民館 314996  
図書館 225978  
体育館 318228  
市立芦屋病院 312156  
ごみ焼却場 22155

# 緑ゆたかな美しいまちづくりの

## 計画樹立の考えかたを答申

審議会

「緑ゆたかな美しいまちづくり審議会」(会長田中良太郎氏)は三月二十六日に海辺芦屋市長に、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に基づき、昨年六月二日に同市長から諮問のあった五項目について答申しました。審議会は、とくに重要課題であると思われる緑・騒音・日照の問題についてそれぞれの専門部会を設置し、審議会十回、緑専門部会十一回、騒音専門部会五回、日照専門部会七回、計三十三回開催して審議してきました。ここに、答申内容のあらましをご紹介します。(諮問五項目)①緑ゆたかな美しいまちづくりを達成するための総合的な基本計画(緑ゆたかな美しいまちづくり)を定めるための指定すべき①緑化推進区域の緑の保全区域②保護樹および保護樹林 ③緑の保全区域および保護樹林等について保全のための規制およびそれに伴う補償等に関する保全計画の内容 ④騒音の規制基準 ⑤建築物および施行者が遵守すべき日照に関する基準および指導要綱の内容

### 植物学的な配慮と人間生活との調和を忘れず 緑の保全、推進を

#### 緑のまちづくり

緑のまちづくりでは、人間が住み、働き、遊ぶ、いわゆる生活する都市における立地条件に基づいた植物学的な考察と、人間の緑に対する愛着、都市景観における緑と建物の関係等の要素を的確に把握し、人間と緑が共存できる調和のとれた計画を立てる必要がある。芦屋市は、そうしたことをふまえて、オリジナルな緑化を進める必要があるとし、次の基本方針をあげています。

①緑化できるスペースを生み出すこと。

②山間部、市街地、埋立地にそれぞれ緑の役割をもち、点から線、さらには面へのビジョンを確立、実施する。

③レゾンは植物学的な面と文化的な角度を含め計画する。

④規制よりも緑に対する市民意識の高揚を図る。

⑤永続的な緑化を進めるのに指導的役割を果たす「緑化センター(仮称)」を設置する。

⑥緑化は決意と投資と歳月が必要。以上の基本方針のもと、山間部、埋立地、市街地に分けて次のような具体的提案をしています。

#### 〔山間部〕

○足弱な人々や高い山に招待し、自然を愛せしめるようが必要。が住み、働き、遊ぶ、いわゆる生活する都市における立地条件に基づいた植物学的な考察と、人間の緑に対する愛着、都市景観における緑と建物の関係等の要素を的確に把握し、人間と緑が共存できる調和のとれた計画を立てる必要がある。芦屋市は、そうしたことをふまえて、オリジナルな緑化を進める必要があるとし、次の基本方針をあげています。

#### 〔市街地〕

市街地の緑化は、点、線、面でのうえ、有機的に連絡する幹線道路は、車の通行機能重視の構造を反省し、歩道の幅員を広げて緑の遊歩道を設けるようとする。

○街路樹と生垣との関係から見た景観に由来無頓着であったが、生垣植物の種類を統一するか、生垣の植物が雑多であれば街路樹も雑多にするなど、個人の家の生垣の機能を公共的な機能のレベルまであげ街路樹を含めた景観を配慮する。

#### 〔埋立地〕

裸地から出発する利点を生かして人間と緑の理想的な関係を作り出す場とする。

○市街地の緑化は、点、線、面でのうえ、有機的に連絡する幹線道路は、車の通行機能重視の構造を反省し、歩道の幅員を広げて緑の遊歩道を設けるようとする。

○街路樹と生垣との関係から見た景観に由来無頓着であったが、生垣植物の種類を統一するか、生垣の植物が雑多であれば街路樹も雑多にするなど、個人の家の生垣の機能を公共的な機能のレベルまであげ街路樹を含めた景観を配慮する。

を育てる周回準備と手順を履行し、限られた面積の緑化は達成しがたない。

○区域指定の考え方

緑化推進の対象は、埋立地、また、植樹を要する点、線、面。

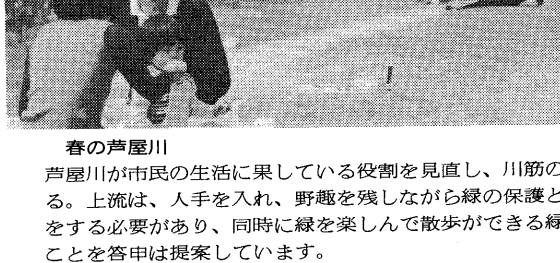
○樹木、樹林はあっても大きな改造が困難な点、線、面。

○保全の対象は

①手入れすれば森林、樹林への移行が容易な点、線、面。

②森林、樹林は完成しているが、手入れを、さらによくする点、線、面。

○農地は、日本人の心のふるさととして積極的に保存する。



春の芦屋川 芦屋川が市民の生活に果している役割を見直し、川筋の緑化を考える。上流は、人手を入れ、野趣を残しながら緑の保護と沿岸の補強を必要があり、同時に緑を楽しんで散歩ができる緑道をつくることを答申は提案しています。

をもち層の底辺拡大を図る。

○市民参加の動機となるような事業、行事を展開する。たとえば、緑化大会、青少年ふり討論会、緑の見学バス、一人一木運動、緑の名づけ、街路樹名による賞状の呼称、出生、結婚などの記念植樹など。

○苗木の無償配布、植樹や手入れの知識の普及など各種の助成策を考案する。

#### 〔実施体制の強化〕

「緑化センター」の設置を、市長以下全職員が同レベルで緑のまちづくりを推進する。

○市長以下全職員が同レベルで緑のまちづくりを推進する。

#### 「清潔とは何か」を常に反省し その質を高めていく

「清潔」ということには、市民個々の心の清らかさに通じる語感も含まれており、緑ゆたかな美しいまちづくりには、それら精神的な基盤が欠かせぬ要素であろう。また、清潔なまちとは、見苦しいごみや雑草を取りのぞくだけでなく、まち全体あるいは地域ごと、建物だけでなく、へい、擁壁、垣根などに道路までも加えて、まちのたたずまいが清潔感と調和を保つようになることが望ましい。「清潔」の定義は必ずしも、緑と清潔さに代表される環境美の保持には限界がないし、主観的で

#### 市が規制できる生活騒音等の基準値を設定

「芦屋市における騒音は、市が規制できる騒音よりも、自動車、鉄道道の通過交通騒音、航空機騒音などのほうが比重が重い。審議会としては、とりあえず、芦屋市独自として対策をたて実行できる生活騒音および建設作業騒音について国際文化住宅都市としての特性を生かすための規制基準を定める」と基本方針を示し、次の規制基準を示しています。

#### 生活騒音にかける規制基準

(単位:ホン)

時間の区分 区域の区分	昼間(午前8時から午後8時まで)		夜間(午後8時から午前6時まで)	
	1種区域	2種区域	1種区域	2種区域
第1種区域	50	45	40	40
第2種区域	60	55	50	50
第3種区域				

日影基準を設定 低層建築物も対象に

#### 建設作業騒音にかける規制基準

法令その他別に定めがある場合を除き、建設工事の作業に伴って発生する騒音は、第一種、第二種および第三種のそれぞれの区域において、ともに、「午前九時から翌日の午前六時まで」は発生させない。ただし、災害その他非常事態のため緊急に行なうもの、人の生命と危険防止のために行なうもの、法令に基づき夜間に行なうことを許可されたものの周辺の騒音をそこなうおそれがないと認められたもの、などについてはこの限りではない。

#### 他人に迷惑をかけない

動物いずれも自己の所有に属するゆえの権利のみ主張して、他への迷惑を顧みない場合に問題がおこりやすいから、土地にせよ、音の発生源にせよ、愛が動物にせよ、それぞれの持主としての責任を自覚して、自制した処置をとることにより、お互い住みよい環境、好ましい相隣関係が生まれる。

#### 日影基準を設定

わが国の気候、風土がもたらしている木造住宅を主体とした開放的な居住様式においては、歴史的にも、また、将来においても良好な生活環境を維持していくうえにおいて、日照はきわめて重要な要素である。われわれは、地方公共団体の使命の一つが、市民の生活利益を公正に擁護することにあるという判断から、芦屋市における日照利益の享受に関する実態を踏まえたうえで、現時点で設定可能な客観的基準を設定し、これを行政指導の基準とすることによって良好な居住環境の最低基準を維持していくべきである。

#### 低層建築物も対象に

層建築物のみならず、低層建築物についても日影規制基準設定の対象とした、この基本方針を示し、別途第三面に掲載の「芦屋市日照等の防止に関する指導要綱」(四月一日から実施)の基本となる「建築物および施行者が遵守すべき日影規制の基準」(省略)を示しています。

#### 市民生活の至適条件をみぎせ

答申のむすびとして、審議会は、市がこの答申に基づいてとる施策の遂行と成果を期待しているが、生活環境を高めるには、この条例の実施だけでは万全とはいえないから、場合によっては、条例の拡充強化を考案すること、また、公害対策とは十分な連携が必要で、あらゆる面で国や県の施策改善を強く求めていくことを強調しています。

#### 建設作業騒音にかける規制基準

法令その他別に定めがある場合を除き、建設工事の作業に伴って発生する騒音は、第一種、第二種および第三種のそれぞれの区域において、ともに、「午前九時から翌日の午前六時まで」は発生させない。ただし、災害その他非常事態のため緊急に行なうもの、人の生命と危険防止のために行なうもの、法令に基づき夜間に行なうことを許可されたものの周辺の騒音をそこなうおそれがないと認められたもの、などについてはこの限りではない。

#### 他人に迷惑をかけない

動物いずれも自己の所有に属するゆえの権利のみ主張して、他への迷惑を顧みない場合に問題がおこりやすいから、土地にせよ、音の発生源にせよ、愛が動物にせよ、それぞれの持主としての責任を自覚して、自制した処置をとることにより、お互い住みよい環境、好ましい相隣関係が生まれる。

#### 日影基準を設定

わが国の気候、風土がもたらしている木造住宅を主体とした開放的な居住様式においては、歴史的にも、また、将来においても良好な生活環境を維持していくうえにおいて、日照はきわめて重要な要素である。われわれは、地方公共団体の使命の一つが、市民の生活利益を公正に擁護することにあるという判断から、芦屋市における日照利益の享受に関する実態を踏まえたうえで、現時点で設定可能な客観的基準を設定し、これを行政指導の基準とすることによって良好な居住環境の最低基準を維持していくべきである。

#### 低層建築物も対象に

層建築物のみならず、低層建築物についても日影規制基準設定の対象とした、この基本方針を示し、別途第三面に掲載の「芦屋市日照等の防止に関する指導要綱」(四月一日から実施)の基本となる「建築物および施行者が遵守すべき日影規制の基準」(省略)を示しています。

#### 市民生活の至適条件をみぎせ

答申のむすびとして、審議会は、市がこの答申に基づいてとる施策の遂行と成果を期待しているが、生活環境を高めるには、この条例の実施だけでは万全とはいえないから、場合によっては、条例の拡充強化を考案すること、また、公害対策とは十分な連携が必要で、あらゆる面で国や県の施策改善を強く求めていくことを強調しています。

#### この「広報あしや」は広報委員さんの

この「広報あしや」は広報委員さんの

# 良好な住環境を保全

## 宅地開発等指導要綱を制定 4月1日施行

### 吉屋市宅地開発等指導要綱

市では、従来からの良好な住環境を守るため、宅地開発、集合住宅建設に際し、無秩序な開発を防止することをねらいとして、吉屋市宅地開発等指導要綱を制定し、市宅地開発等指導要綱を制定して、市による人口増加による公共施設の整備のため財政負担が増大するに及ぶに、それを防止する措置として、宅地開発等に当る者から開発者負担金を拠出させ、公共施設の整備の財源に充当する合理的な負担の原則を定めることとされている。

#### 第一章 総則

第一条 この要綱は、吉屋市(以下「市」という。)において行なう宅地開発等(以下「宅地開発等」という。)に、関係法令の趣旨に基づき、技術基準ならびに整備事項を定めることにより、無秩序な宅地開発等を防止し、公共施設の整備を促進することによって、良好な都市環境の形成をはかることを目的とする。

#### 第二条

この要綱は、次に掲げるいづれかの事業で、都市計画法第七條第二項に定める市街化区域において行なわれるものを対象とする。

#### (適用範囲)

- (1) 都市計画法第二十九條の規定に基づき開発行為で、開発区域の面積が五百平方メートル以上の宅地開発事業
- (2) 集合住宅建設事業(五戸建以上の建築物の建設をいう。)(対象事業の規模の基準)
- (3) 第三條 既設の街区内において、同一事業者が事業を引き継いだ者を含む)が隣接する地区についても宅地開発等を行なう場合は、全面積(集合住宅建設の場合は計画全面積)を基準とする。
- (4) 第四條 宅地開発等事業者は、都市計画法第三十條の規定に基づき

が、従来からの良好な住環境を守るため、宅地開発、集合住宅建設に際し、無秩序な開発を防止することをねらいとして、吉屋市宅地開発等指導要綱を制定し、市宅地開発等指導要綱を制定して、市による人口増加による公共施設の整備のため財政負担が増大するに及ぶに、それを防止する措置として、宅地開発等に当る者から開発者負担金を拠出させ、公共施設の整備の財源に充当する合理的な負担の原則を定めることとされている。

#### 第二条

この要綱は、次に掲げるいづれかの事業で、都市計画法第七條第二項に定める市街化区域において行なわれるものを対象とする。

#### (適用範囲)

- (1) 都市計画法第二十九條の規定に基づき開発行為で、開発区域の面積が五百平方メートル以上の宅地開発事業
- (2) 集合住宅建設事業(五戸建以上の建築物の建設をいう。)(対象事業の規模の基準)
- (3) 第三條 既設の街区内において、同一事業者が事業を引き継いだ者を含む)が隣接する地区についても宅地開発等を行なう場合は、全面積(集合住宅建設の場合は計画全面積)を基準とする。
- (4) 第四條 宅地開発等事業者は、都市計画法第三十條の規定に基づき

が、従来からの良好な住環境を守るため、宅地開発、集合住宅建設に際し、無秩序な開発を防止することをねらいとして、吉屋市宅地開発等指導要綱を制定し、市宅地開発等指導要綱を制定して、市による人口増加による公共施設の整備のため財政負担が増大するに及ぶに、それを防止する措置として、宅地開発等に当る者から開発者負担金を拠出させ、公共施設の整備の財源に充当する合理的な負担の原則を定めることとされている。

#### 第三条

宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

#### (公共施設の整備)

- (1) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (2) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (3) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (4) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

が、従来からの良好な住環境を守るため、宅地開発、集合住宅建設に際し、無秩序な開発を防止することをねらいとして、吉屋市宅地開発等指導要綱を制定し、市宅地開発等指導要綱を制定して、市による人口増加による公共施設の整備のため財政負担が増大するに及ぶに、それを防止する措置として、宅地開発等に当る者から開発者負担金を拠出させ、公共施設の整備の財源に充当する合理的な負担の原則を定めることとされている。

#### 第四条

宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

#### (公共施設の整備)

- (1) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (2) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (3) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (4) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

が、従来からの良好な住環境を守るため、宅地開発、集合住宅建設に際し、無秩序な開発を防止することをねらいとして、吉屋市宅地開発等指導要綱を制定し、市宅地開発等指導要綱を制定して、市による人口増加による公共施設の整備のため財政負担が増大するに及ぶに、それを防止する措置として、宅地開発等に当る者から開発者負担金を拠出させ、公共施設の整備の財源に充当する合理的な負担の原則を定めることとされている。

#### 第五条

宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

#### (公共施設の整備)

- (1) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (2) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (3) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (4) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

が、従来からの良好な住環境を守るため、宅地開発、集合住宅建設に際し、無秩序な開発を防止することをねらいとして、吉屋市宅地開発等指導要綱を制定し、市宅地開発等指導要綱を制定して、市による人口増加による公共施設の整備のため財政負担が増大するに及ぶに、それを防止する措置として、宅地開発等に当る者から開発者負担金を拠出させ、公共施設の整備の財源に充当する合理的な負担の原則を定めることとされている。

#### 第六条

宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

#### (公共施設の整備)

- (1) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (2) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (3) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (4) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

が、従来からの良好な住環境を守るため、宅地開発、集合住宅建設に際し、無秩序な開発を防止することをねらいとして、吉屋市宅地開発等指導要綱を制定し、市宅地開発等指導要綱を制定して、市による人口増加による公共施設の整備のため財政負担が増大するに及ぶに、それを防止する措置として、宅地開発等に当る者から開発者負担金を拠出させ、公共施設の整備の財源に充当する合理的な負担の原則を定めることとされている。

#### 第七条

宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

#### (公共施設の整備)

- (1) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (2) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (3) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (4) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

が、従来からの良好な住環境を守るため、宅地開発、集合住宅建設に際し、無秩序な開発を防止することをねらいとして、吉屋市宅地開発等指導要綱を制定し、市宅地開発等指導要綱を制定して、市による人口増加による公共施設の整備のため財政負担が増大するに及ぶに、それを防止する措置として、宅地開発等に当る者から開発者負担金を拠出させ、公共施設の整備の財源に充当する合理的な負担の原則を定めることとされている。

#### 第八条

宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

#### (公共施設の整備)

- (1) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (2) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (3) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (4) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

が、従来からの良好な住環境を守るため、宅地開発、集合住宅建設に際し、無秩序な開発を防止することをねらいとして、吉屋市宅地開発等指導要綱を制定し、市宅地開発等指導要綱を制定して、市による人口増加による公共施設の整備のため財政負担が増大するに及ぶに、それを防止する措置として、宅地開発等に当る者から開発者負担金を拠出させ、公共施設の整備の財源に充当する合理的な負担の原則を定めることとされている。

#### 第九条

宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

#### (公共施設の整備)

- (1) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (2) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (3) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。
- (4) 宅地開発等事業者は、第一項の規定に基づき、検査の結果、不備な箇所がある時は、自己の負担において整備すること。

## 吉屋市日照障害等の防止に関する指導要綱

この要綱は、昭和四十九年四月一日から施行する。

#### (趣旨)

第一 この要綱は、緑豊かな美しいまちづくり(昭和三十八年三月八日条例第一号、以下「条例」という。)(第三十二條の規定に基づき、条例の施行に必要事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第二 この要綱において、「建築物」とは、建築基準法第二条の第一号および第二号に定めるもののほか、日照障害を及ぼす工作物を総称したものをいう。(適用範囲)

用途地域	高度地区	日影時間	日影の測定位置	
			敷地境界線から外側の水平距離	地盤面からの高さ
第1種住居専用地域	第1種高度地区(A)	3時間以下	5メートル	1.5メートル
	第2種高度地区(B)	4.2.5	5	1.5
第2種住居専用地域	第3種高度地区(C)	4.2.5	5	1.5
	第4種高度地区(D)	5.3	5	1.5
近隣商業地域		5.3	5	1.5

第三 この要綱は、市内において、居住等の用に供する建築物(住宅、学校、幼稚園、保育所、病院その他これに類するもの。以下「住居等」という。)(敷地ならびに公園および用途未定の更地(田畑、山林等を含む。)(日照に影響を及ぼすこととなる建築物)に適用する(自らの敷地内、日照を確保すべき義務)

第四 建築主等は、建築行為を行なうにあつては、通常の二階建の建築物が周囲に建ちならんだ場合において、自己の敷地内において日照が受けられるようあらかじめ配慮しなければならぬ。

第五 建築主等は、建築物(増改築)を計画する場合は、増改築後に及ぼす建築物の日照(日照の影)を計画するにあたり、当該建築物による日照が、各地域・地区ごとに、次の表に掲げる測定位置において、所定の時間以下とならなければならない。

二奉仕て各ご家庭に届けられています

